

山口県労働局からの周知依頼に伴う【お知らせ】

# 「高年齢者の労働災害防止のための指針」公表

適用：令和8年4月1日(水)より

この指針は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高年齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、必要な事項について定められたものです。

各事業場におかれましては、下記リンク先をご参照のうえ、高年齢者の労働災害防止対策の一層の推進が図られるよう、ご対応をお願いします。

❁ こちらのURLから詳しい内容をご確認ください。



[https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/news\\_topics/ivent/kenan\\_20260226\\_00002.html](https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/news_topics/ivent/kenan_20260226_00002.html)

QRコードからの  
確認はこちらから。

